

8. 出資額限度法人創設の提言

今後は医療法人を、①きわめて公益性の高いもの、②それに準ずるもの、及び③一般の医療法人——に類別していくことを提案します。そして①には特別医療法人と特定医療法人を、②の「準ずるもの」として出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）を配置すべきだと考えます。出資額限度法人は、医療法人制度の趣旨に最も適合した法人だからです。

(1) 出資額限度法人の意義

日本医療法人協会はかねてから、医療法人の一類型として、出資額限度法人の創設を関係各方面に要望してきました（別添資料1、2参照）。

出資額限度法人とは、社団医療法人の定款において、退社時における出資持分の払戻し及び解散時における残余財産の分配を払込済出資額に制限し、社員の退社や死亡に伴う持分払戻請求による過大な負担を軽減して、社団医療法人の安定的永続性の確保を目指すものです。

「7 医療法人制度改革の必要性」で述べたとおり、医療法人の剰余金は医療法の趣旨からして、本来出資社員の所有に帰属すべきものではなく、法人の解散時までには法人に強制的に留保されるべきだというのが、立法当初予定されていた姿でした。

したがって、社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人は、医療法人制度の趣旨に最も適合した法人ということができるとです。医療法人制度が「制度疲労」に陥っている今こそ、出資額限度法人の創設が求められます。

(2) 医療法人制度検討委員会報告書（平成6年12月1日）

旧厚生省健康政策局長の諮問機関として、学識経験者、業界代表者を含めて設置された医療法人制度検討委員会は、平成6年の報告書において、出資額限度法人について次のように述べています。

「本来、持ち分の在り方は各医療法人の判断において定款の定めにより自律的に決定すべき事項として、持ち分の払戻しを一定限度に制約してもよいはずであり、行政としても、各医療法人の自律的な判断に委ね、定款変更の道を開くべきである。

今後、こうした医療法人類型を税制上も認知していくための条件整備が必要であり、その場合、投下資本の回収を最低限確保しつつ、剰余金の配当禁止規定との整合性を図る意味で、出資額限度方式が最も妥当である」

これを受けて、その後医療法改正に向けた関係者の努力が行われたもの

の、内閣法制局との調整が整わず、法制化には至らなかったのです。

(3) 法制化の必要性

出資額限度方式を採用するには、本来なら医療法人の定款を変更するだけでよく、法制化までは不要とも考えられます。しかしながら、これでは次のような問題をクリアできないのです。

①出資額限度法人の法的位置づけを得るための制度面の準拠法令を欠いていること。

出資額限度による払戻し及び残余財産の分配についての公正を期すため、後戻りの定款変更ができない規定を設けるとともに、法人類型としての法的位置づけが必要になります。

②税制面の対応が不透明であること。

既存法人から出資額限度法人に移行するため、定款変更した場合の課税面の取扱いの明確化が必要です。具体的には、定款変更した医療法人の社員に、その後相続、贈与、譲渡等があった場合の課税面の扱いの明確化と、出資額を超える分の払戻しを免れることとなる法人の受贈益課税の扱いの明確化が求められます。そのためには、医療法上の法制化が不可欠なのです。

(4) 出資額限度法人の位置づけ

医療法人の類型は先にみたとおり、財団、社団（持分の定めのあるものと持分の定めのないもの）、特定医療法人、特別医療法人が存在します。

私たちは、医療法人を①きわめて公益性の高いもの、②それに準ずるもの、及び③一般の医療法人——に類別することが望ましいと考えています。そして①には特別医療法人と特定医療法人を、②の「準ずるもの」として出資額限度法人を、そして③に持分の定めのある社団を配置すべきです。

いわば、一般の医療法人が公益性を高めていく中間地点的な類型として、医療法人制度の趣旨に合致する出資額限度法人は最適だからです。

こうした医療法人制度改革により、わが国医療の大きな部分を支える医療法人の健全な発展が、一層図られることを期待したいと思います。

平成14年 月 日

殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会

会長 中山耕作

社団法人 全日本病院協会

会長 佐々英達

社団法人 日本医療法人協会

会長 豊田 堯

社団法人 日本精神科病院協会

会長 仙波恒雄

**社団医療法人における出資額限度法人
の制度化（類型化）要望について**

医療法人制度の創設から半世紀を経た現在、本制度は制度疲労ともいうべきさまざまな矛盾をきたしており、ことに持分のある社団医療法人については、出資者の退社等に伴い医療法人の永続性が脅かされるという事態さえ生じています。

このような事態に対し、医療法人の永続性・公共性を確保するため、定款においてその出資持分権を当初の出資額に限定することは、非営利を趣旨とする医療法人制度の理念に最も適合すると考えられることから、われわれはこうした法人を医療法上の一類型とすべく法令の整備を求めてまいりました。

つきましては、医療法人制度の見直しの一環として、社団医療法人が自主的な選択により、この制度の実施が可能となる施策が講じられますよう要望いたしますので、格別のご配慮をお願いいたします。

平成14年 月 日

殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会

会長 中山耕作

社団法人 全日本病院協会

会長 佐々英達

社団法人 日本医療法人協会

会長 豊田 堯

社団法人 日本精神科病院協会

会長 仙波恒雄

社団医療法人における出資額限度法人の
制度化（類型化）についての要望書

出資額限度法人の制度化（類型化）を図るため次の通り要望いたします。

1. 出資額限度法人を医療法人の一類型として位置づけるため、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の36（移行）を次のように改正していただきたい。
 - (1) 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないもの又は持分の限度を払込済出資額と定めた法人に移行することができる。
 - (2) 社団である医療法人で持分の定めのないものは社団である医療法人で持分の定めのあるものへ、持分の限度（払込済出資額）を定めた法人はその限度を超えた持分の定めのある社団医療法人へ移行できないものとする。
(参照) 別紙1 出資額限度法人等のための法令の整備（案）
2. 出資額限度法人の創設と同時に、現行の社団医療法人定款例（昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知）を次のように修正した上で、別に出資額限度法人の定款例としていただきたい。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 社員の入社及び除名
- 8 本団体の解散
- 9 他の同種の医療法人との合併契約の締結
- 10 その他重要な事項

第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとする。

2 解散したときの払込済出資額を超える残余財産は、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第〇条 第9条及び第34条の規定は変更できないものとする。

（参照）別紙2 現行のモデル定款と新設・定款例の比較表

3. 制度移行時の課税については次のとおり整理していただきたい。
 - (1) 出資額限度法人に定款変更した出資社員への課税はないものとしていただきたい。
 - (2) 出資額限度法人に定款変更した医療法人への受贈益課税はないものとしていただきたい。

(別紙1)

出資額限度法人等のための法令の整備 (案)

医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 新旧対照表案

現行	改正 (要望)
<p>(移行)</p> <p>第30条の36 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。</p> <p>2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。</p> <p>3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。</p>	<p>(移行)</p> <p>第30条の36 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないもの又は持分の限度を払込済出資額と定めた法人に移行することができる。</p> <p>2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。</p> <p>3 社団である医療法人で持分の定めのないものは社団である医療法人で持分の定めのあるものへ、<u>持分の限度 (払込済出資額) を定めた法人はその限度を超えた持分の定めのある社団医療法人へ移行できないものとする。</u></p>

(要件)

1. 非同族などの公益法人並みの組織や運営の要件を求めない。
2. 法令の整備に基づく定款変更による組織変更であること。
(特別医療法人に同じ)
3. 法令に基づく払戻請求権の放棄として、定款変更時の課税はないものとする。
(特別医療法人に同じ)

(別紙2)

現行のモデル定款と新設・定款例の比較表

現行のモデル定款		新設・定款例	
<p>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p>	<p>・出資持分の定めのない社団については、本条は設けない。</p>	<p>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p>	<p>・<u>出資額限度法人に移行する場合には、出資者全員の同意書のほか、社員総会における出資者全員の承認及び理事会の議決を要する。</u></p>
<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 	<p>・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。</p>	<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 	<p>・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。</p>

<p>9 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>10 その他重要な事項</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に応じて分配するものとする。</u></p>	<p>・出資持分の定めのない本団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとする。ことが望ましい。</p>	<p>9 他の<u>同種</u>の医療法人との合併契約の締結</p> <p>10 その他重要な事項</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとする。</u></p> <p><u>2 解散したときの払込出資額を超える残余財産は、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</u></p> <p>第〇条 <u>第9条及び第34条の規定は変更できないものとする。</u></p>	<p><u>・出資額限度法人の合併は、同種の法人に限る。</u></p> <p>・出資持分の定めのない本団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとする。ことが望ましい。</p> <p><u>・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。</u></p>
--	--	--	--

(注) アンダーラインを付した箇所が修正を予定する事項である。

社団医療法人における出資額限度法人について

平成14年2月8日

社団法人 日本医療法人協会

1. 出資額限度法人とは

出資額限度法人とは、社団医療法人において、退社時における出資持分の払戻し及び解散時における残余財産の分配を払込出資額に制限した定款とし、社員の退社に伴う持分の払戻し請求権による過大な負担を軽減して、社団医療法人の安定的永続性の確保を目指すものである。

2. 医療法人制度の基本理念と剰余金

非営利性の原則に立つ医療法人制度は、剰余金の配当禁止（医療法第54条）によって非営利性を具体化し、明確にするとともに、制度的に担保して制度存立のキーポイントとされている。

即ち、剰余金は、医療法の趣旨からして、本来出資社員の所有に帰属すべきものではなく、法人の解散時までは法人に法的（強制）留保されるべき性質のものである。従って社員の払戻請求権は出資額のみを制限した定款を持つ社団医療法人は、医療法人制度の趣旨に最も適合した法人といえることができる。

3. 法人運営の実態と問題の所在

(1) 社団医療法人の実態は、厚生省局長通知によるモデル定款により、…退社に伴う出資持分の払戻し請求権及び解散時の残余財産の分配請求権は出資持分に応じて…の文言に基づき、出資社員に帰属すべき財産権は法人の総資産に及ぶものとして扱われてきた。

(2) 即ち、社団医療法人は、業務の公益性から、規制や義務を負わされながら、経営管理の面では、個人の責任において全てを律せざるを得ない事業法人としての二面性を持ち、二律背反的な条件を負っている。

経営面の健全性を高めれば高めるほど、資産評価が高まり、かえってこのために高額な出資持分の払戻しをすることになり、事業承継が益々困難になってくるという宿命的な課題を負い続けてきた。

4. 具体策と課題

医療法人制度の趣旨を、医療法による基本理念のとおり実行しようとするならば、現行の定款規定を出資額限度方式に改めればいいことになるが、実行を阻む理由として、次の点があげられる。

(1) 出資額限度法人の法的位置付けを得るための制度面の準拠法令を欠いていること
出資限度額による払戻し及び残余財産の分配についての公正を期するため、後戻りの定款変更ができない規定を設けるとともに、法人類型としての法的位置付けが必要と考えられる。

(2) 税制面の対応が不透明であること

既設法人から出資額限度法人に移行のための定款変更をした場合の課税面の扱いの明確化が必要である。

① 出資社員の立場から

出資持分払戻し請求権を出資限度額に定款変更した医療法人の出資社員が爾後の相続、贈与、譲渡等があった場合の課税面の扱いの明確化が必要である。

② 定款変更した医療法人の立場から

定款変更により、出資持分の払戻し請求権の行使を出資限度額としたため、出資額を超える分の払戻し請求権を免れることになる法人の受贈益課税の扱いの明確化。

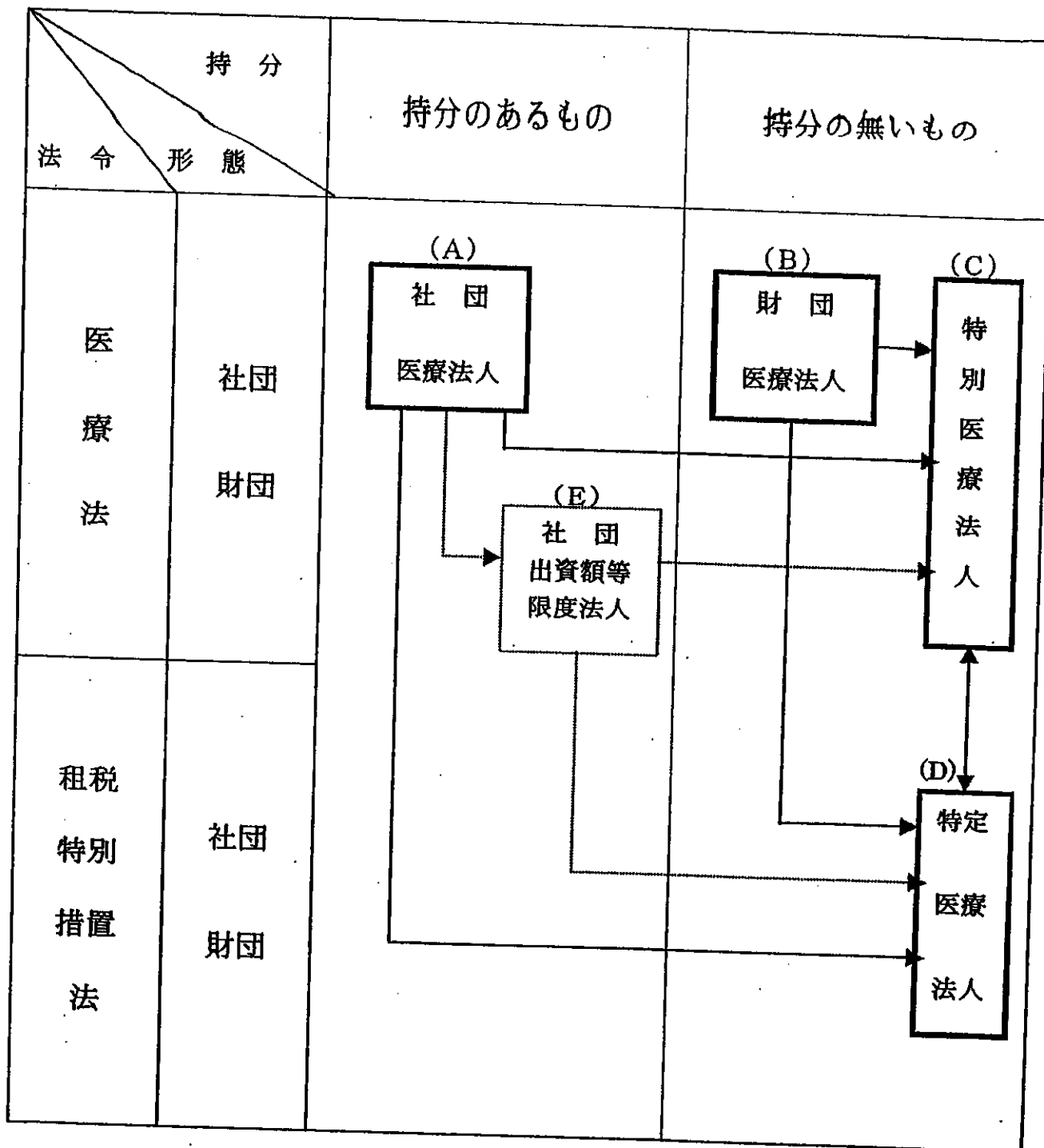
5. 課題への対応の考え方

(1) 社団医療法人の運営は法令のほか定款準拠であり、定款変更は社員総会及び知事の認可があれば任意であるとしても、類型化の根拠及び財産権に係る部分については、法令の規定によって明確に位置付けることにより、事業承継時（相続）又は払戻し請求権行使時の財産評価に連動させたい。

従って、医療法人の安定的永続性のため、解散時まで課税面での処理の繰延べを要望したい。

(2) 即ち、医療法人制度の運営に係る医療法施行規則第30条の36（平成10年3月厚生省令第35号）を別紙（案）のとおり改正し、法令準拠を明確にすることにより、税制ほか財産評価の対応の具体化を期したい。

医療法人類型図表



- (注) ① 実線・太枠 ((A)、(B)、(C)、(D)) は、法令上の既存法人である。
 ② (C)及び(D)については社団形態と財団形態をとるものがある。
 ③ 破線の法人(E)は社団の定款変更法人で、(C)又は(D)への移行のステップとする。
 ④ (C)と(D)は諸条件の一致をはかり、(D)を(C)に合体させる。